\bigcirc

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額 (昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号) (傍線の部分は改正部分)

改 正 後 改

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

は建物 欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。 費税等相当額を含まないものとし、 係る代金の額 等相当額を含む。)は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に 規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。 して依頼者から受けることのできる報酬の額 場合に限る。第三から第五まで及び第七①において同じ。)が宅地又)又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額 を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下 に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。 消費税を納める義務がある事業者をいい、 宅地建物取引業者(課税事業者 (建物の一部を含む。以下同じ。) の売買又は交換の媒介に関 (当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする (消費税法第五条第一 当該交換に係る宅地又は建物の価 同法第九条第一 (当該媒介に係る消費税 (当該交換に係る消 項の規定によ 項本文の) である

一百万円以下の金額

四百万円を超える金額二百万円を超え四百万円以下の金額

百分の四・三

百分の三・二四

第四 貸借の媒介に関する報酬の額

物の借賃(当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該を含む。以下この規定において同じ。)の合計額は、当該宅地又は建方から受けることのできる報酬の額(当該媒介に係る消費税等相当額宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

正

前

は建物 欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。 額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。 費税等相当額を含まないものとし、 係る代金の額(当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする 等相当額を含む。)は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に して依頼者から受けることのできる報酬の額 場合に限る。第三から第五まで及び第七①において同じ。)が宅地又 規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。 り消費税を納める義務がある事業者をいい、)又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る消 を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同 宅地建物取引業者 (建物の一部を含む。以下同じ。) の売買又は交換の媒介に関 (課税事業者 (消費税法第五条第一 当該交換に係る宅地又は建物の価 同法第九条第一 (当該媒介に係る消費税 項 の規定によ) である 項本文の 表の下

一百万円以下の金額

四百万円を超える金額二百万円を超え四百万円以下の金額

百分の三・一五

第四 貸借の媒介に関する報酬の額

物の借賃(当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該を含む。以下この規定において同じ。)の合計額は、当該宅地又は建方から受けることのできる報酬の額(当該媒介に係る消費税等相当額宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双

除き、借賃の一月分の◯・五四倍に相当する金額以内とする。該媒介の依頼を受けるに当たつて当該依頼者の承諾を得ている場合をの媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の通常の借賃をいう。以下同じ。)の一月分の一・◯八倍に相当する媒介が使用貸借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物

第五 貸借の代理に関する報酬の額

○八倍に相当する金額を超えてはならない。

○八倍に相当する金額を超えてはならない。

○八倍に相当する金額の額の合計額が借賃の一月分の一・
一つの一・○八倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業
のの一・○八倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業
のの一・○八倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業
のの一・○八倍に相当する金額の額(当該代理に係る消費税等相当額を含む
三〇八倍に相当する金額を超えてはならない。

第七 第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止

- に相当する額については、この限りでない。 ることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金又は媒介に関し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受け① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理

除き、借賃の一月分の○・五二五倍に相当する金額以内とする。該媒介の依頼を受けるに当たつて当該依頼者の承諾を得ている場合をの媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の通常の借賃をいう。以下同じ。)の一月分の一・○五倍に相当する媒介が使用貸借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物

五 貸借の代理に関する報酬の額

第

○五倍に相当する金額を超えてはならない。

○五倍に相当する金額を超えてはならない。

○五倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業分の一・○五倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業の一・○五倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業受けることのできる報酬の額(当該代理に係る消費税等相当額を含む宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から

第七 第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止

- に相当する額については、この限りでない。 ることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金又は媒介に関し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受け 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理
- 書に規定する額を合計した金額以内とする。

 書に規定する額を合計した金額以内とする。

 該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし六までの規定に準じて算出した額に百五分の百を乗じて得た額、当の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免